

車両保険における車両盗難事故の外形的事実の認定

日 野 一 成

■アブストラクト

車両保険事故の偶然性の立証責任の所在については、保険者が負うということで判例・学説のほぼ一致した見解であると考えられるが、判例は車両盗難事故については、別途、被保険者に盗難事故の外形的事実の立証責任を負わせている。この問題に関する訴訟は、被保険者による偽装盗難事故が高度に疑われた事案において、訴外で保険者による免責主張等が行われ、被保険者がそれを不服として保険金請求訴訟を提起し争われたものである。そこで本稿では、車両盗難事故の保険金請求に関する判例を踏まえ、第一審と控訴審で判断が分かれた裁判例を確認し、車両盗難事故の外形的事実の認定について考察するものである。

■キーワード

モラルリスク、車両盗難事故、外形的事実

目次

1. はじめに
2. 車両保険における車両盗難事故の偶然性の立証責任
3. 裁判例における車両盗難事故の外形的事実の認定
4. おわりに

1. はじめに

傷害保険事故の偶然性の立証責任¹について、平成13年4月に2つの最高裁判決が出され、被保険者が負うと判示された²。しかし、平成16年12月に火災保険事故の偶然性の立証責任については、保険者が負うとの最高裁判決がだされ³、それ以降の傷害保険を除く損害保険では、最高裁は保険事故の偶然性の立証責任は保険者が負うと判示している⁴。

ところが、平成19年4月には、車両保険において、車両盗難事故に関する3つの最高裁判決が出された⁵。すなわち、車両盗難については、判例に依拠し、保険事故の偶然性の立証責任を被保険者が負わないとするものの、車両盗難事故の外形的事実について、それが合理的な疑いをを超える程度まで被保険者が立証しなければならぬと判示された⁶。

そもそも、この問題は被保険者（保険金請求者）による偽装盗難が疑われ、その真偽が判然としない場合に、保険者および被保険者のいずれがその不利益を負担すべきかという問題であると考えられる。また、保険者が負ってい

¹ 「立証責任」については、司法研修所編『増補 民事訴訟における要件事実 第一巻』（法曹会、2004年）5頁参照。

² 自殺か事故かについて争われた死亡保険金請求事件において、普通傷害保険契約に関して最判平成13年4月20日判時1751号171頁、生命保険の災害割増特約に関して最判平成13年4月20日民集55巻3号682頁参照。

³ 最判平成16年12月13日民集58巻9号2419頁。

⁴ 拙稿「対人・対物賠償責任保険における事故の偶然性の立証責任」鹿児島経済論集第59巻第2号156頁参照。

⁵ 車両盗難事案に関して、最三判平成19年4月17日民集61巻3号1026頁（トヨタセルシオ）、第一判平成19年4月23日自保ジ1686号13頁（三菱パジェロ）、最一判平成19年4月23日集民224号171頁（メルセデスベンツ・トヨタクラウン）参照。

⁶ 藤田哲「車両保険金請求事件の立証責任と立証方法」法政論集227号89頁参照。藤田によれば、車両保険に関する5つの最判のうち、差戻審で4件が和解で終了となり、1件（メルセデスベンツ・トヨタクラウン盗難）のみが高裁で判断がなされたとのことである（東京高判平成20年1月30日判例集未搭載）。

る所謂、モラルリスク⁷（以下、「モラルリスク」という）の排除という社会的使命や保険契約者相互の危険分散という保険制度の根幹に係る問題でもある⁸。

そこで、本稿では、車両保険における車両盗難事故の偶然性の立証責任についての最判の判旨を踏まえ、その後に出された第一審と控訴審で判断が分かれた2つの裁判例を通じて、車両盗難事故の外形的事実の認定について考察したい。

2. 車両保険における車両盗難事故の偶然性の立証責任⁹

車両盗難事故による車両保険金請求訴訟において、前述したように平成19年4月に3つの最高裁判決がだされた。最三判平成19年4月17日民集61巻3号1026頁では、本件車両が上告人以外の何者かによって、上記駐車場から持ち去られ、その持ち去りの状況は、駐車場に設置された防犯ビデオにより撮影されていた事実が認められるが、「本件の具体的事情を総合すれば、本件車両を持ち去った人物が被保険者である上告人と全く無関係の第三者としてこれを窃取したのではなく、保険金請求者と意を通じていたのではないかとの疑念を払拭することができない」とし、「保険金請求者は、本件車両持ち去りが盗難その他偶然な事故によるものであることを証明するに至っていない」として上告を棄却した。

また、最一判平成19年4月23日集民224号170頁（同日に別判決があるが、

⁷ 山下友信『保険法』（有斐閣、2010年）65頁参照。本稿でいうモラルリスクは、「狭義のモラルハザード」をさし、「人が制度を不正に利用する危険」のことである。

⁸ 最判平成13年4月20日判時1751号171頁の判決内容で、「本件各約款中の死亡保険金の支払事由は、急激かつ偶然な外来の事故とされているのであるから、発生した事故が偶然な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるのみならず、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである」として、モラルリスク排除を判断の大きな理由としている。

⁹ 詳細には、拙稿・前掲注4・170頁以下参照。

以下、「最一判平成19年4月23日」という)では、「盗難」という保険事故の主張立証責任の分配について、被保険者は「盗難の外形的な事実を主張、立証する責任を免れるものではない」とし、その外形的な事実について、「〔被保険者の占有に係る被保険自動車に保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと〕及び〔被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと〕という事実から構成されるものというべきである」との判断を行った。

さらに、同最判は、原審が「外形的、客観的にみて第三者による持ち去りとして矛盾のない状況」が立証されれば、盗難の事実が推定されるとし、本件では、「矛盾のない状況」が立証されているので、盗難の事実が推定されるとした点について、保険金請求者は盗難という保険事故の発生としてその外形的事実を立証しなければならないところ、単に「矛盾のない状況」を立証するだけでは盗難の外形的な事実を合理的な疑いを越える程度まで立証したことにはならないと判示した¹⁰。

¹⁰ 本判例の評釈として、野口恵三「(1) 家庭用総合自動車保険において、被保険自動車が盗難により損害が生じたとして保険金の支払いを請求する者は、被保険者以外の者が、その自動車をその占有場所から持ち去ったという外形的な事実だけでなく、その自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることまで主張立証する必要があるか。また、(2) 一般自動車総合保険において、被保険自動車の盗難を理由に車両保険金を請求する際に、被保険者が主張立証すべき「盗難の外形的事実」とは何か」N B L 857号71頁、石田満「車両条項の盗難の主張立証責任」損害保険研究69巻2号265頁、豊浦伸隆「保険金請求意見における故意等の立証責任に関する最高裁判例の系譜—車両盗難に関する最高裁平成19年4月17日判決及び同4月23日判決の位置づけについて」判例タイムズ1248号62頁、永石一郎「車両保険における盗難保険事故の偶発性についての主張立証責任」金融・商事判例1279号2頁、山野嘉朗「〔衝突、接触…その他偶然な事故〕及び「被保険自動車の盗難」を保険事故として規定している一般自動車総合保険の約款に基づき上記盗難にあたる盗難事故が発生したとして車両保険金の支払を請求する場合における事故の偶然性についての主張立証責任」判例時報1987号200頁、山本哲生「車両保険における盗難事故の主張立証責任」損害保険研究70巻2号157頁、伊勢田道仁「車両盗難保険の立証責任に関する二つの最高裁判決」法と政治59巻2号187頁、藤田・前掲注6・73頁、草野真人「1〔衝突、接触…その他偶然な事故〕及び「被保険自動車の盗難」を保険事故として規定している家庭用総合自

この差戻審判決では、盗難事故の矛盾のない状況の認定から一転して、被保険自動車の持ち去りが被保険者らの意思に基づくものであるとの判断を行っている¹¹。

したがって、車両保険において、「車両盗難」の保険事故に関しては、偽装盗難事故が強く疑われるようなケースは、単に第三者の持ち去りについて矛盾のない状況があったことを主張するだけでなく、盗難の外形的事実を合理的な疑いを超える程度の主張立証が保険金請求者に課されているということになると考えられる。

最一判平成19年4月23日は、盗難事故の外形的事実の立証責任を被保険者に負わせたが、とりわけ、「第三者による被保険自動車の持ち去り」¹²という

自動車保険約款に基づき上記盗難に当たる保険事故が発生したとして車両保険金の支払を請求する場合における事故の偶発性についての主張立証責任（①②事件）2 被保険自動車の盗難を理由に車両保険金を請求する者が主張立証責任を負う盗難の外形的事実について単に「外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況」を立証するだけで盗難の事実が推定されたとした原審の判断には違法があるとされた事例（②事件）別冊判例タイムズ22号174頁参照。

¹¹ 藤田・前掲注6・88頁。藤田によれば、本件の差戻審判決（裁判例未搭載）は、各車両の盗難が被保険者らの意思に基づくものであるかについて、次のように判断したとされる。「（原審の認定した事実関係からすれば）控訴人らが保険金を詐取する目的で第三者をして本件駐車場から持ち去らせたものであることが推認することができ、本件各車両の持ち去りは控訴人らの意思に基づくものであると認めることができる。なお、控訴人らは、本件各車両を使用する計画があったとか、それぞれ本件各車両に愛着をもち、日常生活上の必需品となっていたと主張するが、上記認定判断に照らし、採用することはできない。また、本件各車両に対し、本件盗難事故の直近まで修理がされていることを考慮しても、上記認定判断を覆すに足りない。控訴人らは、本件盗難事故がプロの窃盗団によるのみならず、暴走族等が乗り回しのために持ち去った可能性も考慮すべきであると主張する。しかしながら、本件各車両はいずれも年式が古い車両であること、本件駐車場の位置関係、夜間に本件各車両を窃取するには相当の音量が予想されるところ、本件盗難事故当時異常に気付いた者がいなかったこと、乗り回し目的で二台同時に持ち去り、その内の一台を約一年間程度も乗り回したうえで焼燬するというのは不自然であること等に照らすと、控訴人らの上記主張は採用できない」。

¹² 滝澤孝臣「1【衝突、接触…その他偶然な事故】を保険事故とする自家用自動車総合保険の約款に基づき車両の水没が保険事故に該当するとして車両保険金の支払を請

ことは、「自己の意思によらずに被保険自動車を喪失した」ということであり¹³、実質的には、「車両盗難事故の偶然性の立証責任」を保険金請求者が負っている可能性が認められる¹⁴。

すなわち、これまでの判例の流れの中で、「盗難」という事故の特殊性に考慮して、モラルリスクの排除の観点¹⁵から、盗難の外形的事実を合理的な疑いを超える程度の主張立証責任を被保険者に負わせたものと考えられ

求する場合(①事件)2【衝突、接触…その他偶然な事故】を保険事故とする家用自動車総合保険の約款に基づき車両の表面に傷がつけられたことが保険事故に該当するとして車両保険の支払を請求する場合(②事件)3【すべての偶然な事故】を保険事故とするテナント総合保険普通保険約款に基づき火災による什器備品等の焼失および休業が保険事故に該当するとして保険の場合(③事件)における事故の偶発性についての主張立証責任の帰趨】金融・商事判例1275号8頁参照。滝澤は、裁判実務において、当該保険金の不正請求が問題となる多くの場合に被保険者が被保険自動車を自ら隠置しているのではないかと反証よりも、第三者と共謀して当該第三者に被保険自動車を隠置させているのではないとの反証が少なく、この場合でもなお、被保険自動車の盗難という外形的な事実が認められると指摘している。

¹³ 藤田・前掲注6・106頁参照。藤田は、「盗難」とは一般に、「占有者の意思に反して財物の占有を移転する」とことと解釈されている(前田雅葵『刑法各論講義[第3版](東京大学出版会)178頁など)とした上で、最判平成19年4月23日が、そのように解釈せずに、「第三者による財物の移転」と解釈した点につき、次のように指摘している。すなわち、盗難を「占有者の意思に反して財物の占有を移転する」と考えれば、占有者である被保険者の意思に反して被保険自動車を持ち去られたことが保険金請求権の支払要件となり、結局、事故の偶然性の立証責任を被保険者が負うことになってしまう。そこで、最判は、損害保険の事故の偶然性の立証責任を被保険者は負わないとする従前の最判と矛盾しないように、「盗難」の概念・解釈を変えたと推定している。

¹⁴ 山本・前掲注10・162頁参照。山本は、本最判の判旨は、経験則違反を問題とするのではなく、実質的に立証責任の分配に反することを問題にしていると指摘している。

¹⁵ 滝澤・前掲注12・8頁参照。自らも裁判官である滝澤は、要は盗難の事実に対する反証の有無・程度の帰する問題とした上で、本最判の原判決の理由などから、裁判実務が保険金の不正請求の処理に腐心していることが窺えることを指摘している。栗田和彦「車両保険における保険事故の偶然性の主張立証責任」司法判例リマークス25号2007[下]法事別冊103頁参照。栗田は、本最判の背景として、車両盗難の偽装の方法・手口が巧妙化し、保険者が被保険者などの故意を立証することが益々困難になっており、保険金の不正請求と疑われる事案が後を絶たない状況を勘案した結果との指摘を行っている。

る¹⁶。

そこで、3判例後に第一審と控訴審で判断が分かれた車両盗難保険金請求訴訟事例を確認し、車両盗難事故の外形的事実の認定について考察したい。

3. 裁判例における車両盗難事故の外形的事実の認定

3判例後の車両盗難請求訴訟として、第一審と控訴審で判断がわかれ、上告不受理となった2件の裁判例をとりあげ、同訴訟における車両盗難事故において、盗難事故の外形的事実の認定について各裁判所の判断を確認し考察したい。

(1) 大阪高判平成27年12月25日自動車保険ジャーナル1968号153頁

①事案の概要と判旨

【事案の概要】

本件は平成25年7月29日(月)、京都市(地番略)において、平成16年式メルセデス・ベンツE55ステーションワゴンAMGに保険金額440万円の車両保険を付保する被保険者Xが「月極駐車場に被保険自動車を駐車していたところ、車両盗難に遭った」とする事故報告が代理店経由で、保険会社Yになされたものである。これに対し、Yは車両盗難調査を実施し、その結果、少なくとも車両盗難の外形的事実が真偽不明につき車両保険金の支払いを拒絶したところ、Xが京都地裁に保険金請求訴訟を提起したものである。

第一審の京都地裁は、2つの争点((争点1)本件車両について盗難の外形的事実が認められるか、(争点2)盗難の外形的事実が認められる場合に、本件車両の持ち去りが原告Xの意思に基づいて発生したと言えるか)に対して判断を行い、原告Xの請求を認容し、被告Yに440万円と遅延損害金の支

¹⁶ 伊勢田・前掲注10参照。伊勢田は、判旨より「盗難の外形的事実」という保険事故発生の高度の蓋然性がクリアできないかぎり、結局、保険事故発生証明がないという事実認定になる可能性が高いと指摘している。

払いを命じた。Yはこれを不服として控訴。

控訴審の大阪高裁は、Xの請求は理由がないから棄却すべきであるところ、これと異なる原判決は失当であるとして、原判決を取り消した上、Xの請求を棄却。Xはこれを不服として上告。

最高裁は、Xの上告を棄却し、不受理とした。

【判旨】(第一審と控訴審の判旨記載)

(i) 第一審の判旨

(争点1) (1) 本件車両及び本件駐車場の特徴、(2) 本件事故前後の原告の行動、(3) 本件事故の発生、(4) 本件事故発生後の原告の行動の事実認定によれば、(1) 本件事故が発生した平成25年7月29日午前0時半頃、本件車両が原告の主張する所在場所(本件駐車場)に置かれていたことが認められる。また、本件発生当時、原告はa市で一泊しており、京都市内にいなかったことが明らかであるから、(2) 被保険者(原告)以外の者がその場所から本件車両を持ち去ったことも認められる。なお、被告の主張は、本件車両の持ち去りにつき原告の関与が認められる場合も、上記(2)の「被保険者(原告)以外の者がその場所から本件車両を持ち去ったこと」に含まれると主張しているように解される部分もある。

しかし、上記主張を前提とすると、結局、保険金請求者(被保険者)側において、被保険者車両の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることについてまで立証責任を負わせる結果になり、平成19年最高裁判決の趣旨に反するというべきであるから、被告の主張が上記の趣旨というのであれば、採用することができない。

(争点2) (1) 本件車両保険加入の経緯、(2) 本件車両の正規キーの本数及び保管状況等、(3) 本件車両の車検及び整備等、(4) 原告の所有車歴及び車両保険の有無について、(5) イモビライザーシステムの搭載、(6) 盗難防止システム、(7) 原告の年収及び負債の状況の認定事実を元に検討。

(1) 本件駐車場及びその周辺道路の状況に照らして、本件車両をレッカー

車や車載車を使用して持ち去ることは不可能であるから、本件車両は、何者かがドアロックを解除し、エンジンを始動させて、同車両を運転して持ち去ったものである。

〈2〉被告は、本件事故は原告の依頼を受けた者が正規キーを用いて本件車両を持ち去ったものであると主張するところ、その主たる根拠は、①本件車両がイモビライザーシステム及び盗難防止装置を搭載していたこと、②本件車両保険が本件保険契約の途中で付帯されていることの2点である。

確かに、前記認定のとおり、本件車両に搭載されていたイモビライザーシステムは、極めて堅固な安全性と盗難防止機能を有することが認められる。しかし、現代社会においては、コンピューター等の情報技術が日進月歩で進化し、従来の対策では対応できないような新種のコンピューターウイルスが日々発見されたり、新種のサイバー犯罪が現れたりしていることは公知の事実である。このような状況下においては、いかに高度な盗難防止装置といえども絶対安全ということはなく、本件車両に搭載されたイモビライザーシステムについても、正規の電子キーを使用せずとも無効化される可能性が否定できないというべきである（本件車両は初度登録が平成16年であり、本件事故が発生した平成25年までの9年間に、情報技術が格段に進歩していることも指摘できる）。

証拠（略）（意見書）には、本件車両のようなメルセデス・ベンツ車に対応するイモビカッターはいまだに存在が確認されず、同車の盗難防止コンピューターの改ざんが確認されたとの情報もない旨の記載がある。しかし、当該記載内容は、上記意見書の作成者であるKが把握する範囲の情報に基づく一見解にすぎず、本件車両と同種のイモビライザーに有効な高度の技術が存在する可能性を否定するものではないから、証拠（略）をもって、本件車両のイモビライザーの無効化がおよそ不可能であると認めることができない。以上の説示は、本件車両に搭載された盗難防止警報装置システムについても同様に妥当する。

(ii) 控訴審の判旨

被控訴人の車両保険金請求が認められるためには、本件約款の規定をみたく、つまり、被控訴人において、盗難の外形的事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証することが必要である(最一判平成19年4月23日参照)。

以下の〈1〉ないし〈6〉を考え合わせると、本件において盗難事故の外形的事実、すなわち、被控訴人以外の者が本件車両を本件駐車場の駐車区画から持ち去ったことについて、合理的な疑いを超える程度にまで立証されたとはいえず、他に下記事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

〈1〉本件車両の移動日時、移動状況についての直接証拠が存在せず、移動された日時自体が不明であること。

〈2〉本件駐車場への進入路は、幅員が狭く本件駐車場出入口と直角の位置にある行き止まりの本件進入路しかなく、周りには民家が建ち並んでおり、本件駐車場出入口正面の丁山宅の出入口と多くの窓が本件進入路に面している状況において、本件車両にはイモビライザーシステム及び盗難防止警報システムが搭載されていることからすれば、本件車両を本件駐車場から北側道路に移動させるには、正規の電子キーによる自走以外の可能性が考えにくいこと。

〈3〉盗難に気付いたとされる平成25年7月29日の被控訴人の行動の説明に関連して、2本しかない電子キーの所在についての被控訴人の供述が変遷しているところ、被控訴人が、日頃使用していてキーホルダーにつけて携帯している電子キーを用いて本件車両を移動させることは可能であったこと。

〈4〉上記29日は、車検満了日かつ予約した入庫日であったにもかかわらず、メンテナンス先であるK会社C支店では当日はキャンセルの連絡を受けていないとしており、他方で被控訴人から同支店への架電記録が残っているなど不自然な点がみられること、

〈5〉高級車を買換えてきたものの保険料が高額であるとの理由で車両保険を附帯してこなかった被控訴人において、本件車両の初年度登録から既に8年半を経過し、車検満了日まで半年を切っている時点で、残り10ヶ月間の

保険期間のために、本件保険契約の本体の保険料よりも高額な保険料を追加して、下取価格の2倍以上の保険金額となっている本件車両保険を附帯しており、附帯の経緯が不自然であること、

〈6〉被控訴人は、本件事故の直前に自宅の土地建物を購入して、3000万円以上の住宅ローンを負担していること。

したがって、本件保険契約に附帯された本件車両保険に適用される本件約款に定める車両保険金支払の要件を満たしているとはいえないから、被控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであるところ、これと異なる原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上、被控訴人の請求を棄却することとする。

②考察

第一審と控訴審において見解が分かれたが、筆者は控訴審の判旨に賛成である。すなわち、第一審は、争点を (i) 本件車両について盗難の外形的事実が認められるか、(ii) 盗難の外形的事実が認められる場合に、本件車両の持ち去りが原告Xの意思に基づいて発生したと言えるか、としており、この争点の立て方が判例に照らし合理的とはいえないのではないだろうか。

第一審は、最一判平成19年4月23日を引用しているが、前述したように、同最判は、「保険金請求者は盗難という保険事故の発生としてその外形的事実を立証しなければならないところ、単に『矛盾のない状況』を立証するだけでは盗難の外形的事実を合理的な疑いを超える程度まで立証したことにはならない」ことを明示しており、第一審は、最高裁判決に反していると考えられる。

確かに、上記争点 (ii) について、保険会社は本件車両の持ち去りが、Xの意思に基づくものとの立証に至っていないと考えられるが、Xの意思に基づく疑いが高度に認められる程度の立証には至っているものと考えられる。この場合に、Xにおいて、盗難事故の外形的事実について、合理的な疑いを超える程度までの立証が必要ということであり、単に「盗難の外形的事実が

認められるか」ということではないと考えられる。

さらに、第一審は、争点(ii)の判断の中で、その決定的な判断要素として、本件車両のセキュリティについて指摘している。この点、第一審は、現代社会におけるコンピューター等の情報技術の進歩に触れ、高度な盗難防止技術であっても絶対安全ではないとする。そして、イモビライザーシステムについても正規の電子キーを使用しなくても無効化される可能性を否定できないとする持論を展開している。

また、持論の正当性の補足として、専門家Kが、「本件車両のようなメルセデス・ベンツ車に対応するイモビカッターはいまだに存在が確認されず、同車の盗難防止コンピューターの改ざんが確認されたとの情報もない」とする「意見書」について、Kが把握する範囲の情報に基づく一見解にすぎず、本件車両と同種のイモビライザーに有効な高度の技術が存在する可能性を否定するものではないと断じている。

この第一審の判断は、もっともらしい見解のようではあるが、以下の点により、合理性が低いと考えざるを得ない。

(a) 本件車両の盗難の手順を考えると、イモビライザーシステムの解除のまえに、盗難防止警報装置システムの解除が必要である。この検討をせずに、イモビライザーシステムの無効化の可能性と同様としており、合理性が認め難く説得力がない。本件車両の外部から盗難防止警報装置システムをどのようにすれば解除ができたというのであろうか。その合理的な説明が必要であると考えられる。

(b) 本件において、盗難防止警報装置システムが発動すれば、近隣住民に聞こえるはずであるが、そのような証言が認められないことから、このシステムが発動されなかった可能性が高いものと考えられる。これは控訴審の判断にもあるが、犯人が正規の電子キーを使用した可能性を肯定するものである。あるいは、もともとこのシステムが発動しなかったのであれば、正規の電子キーの使用以外には、Xにおいて、故意か過失により盗難防止警報装置システムの電源をオフにしていた可能性が認められる。しかし、Xにおい

て過失であったとの主張はない。

(c) 専門家Kのメルセデスベンツのイモビライザーシステムの強固性の見解はKが把握する範囲というよりも広く専門家の間で知られたものであり、国産車の同システムのレベルでの思考をもって、これを否定する非専門家の論理は破綻しているものと考えられる。

(d) 本件車両の下取価格が150万円程度ということであれば、犯人側が本件車両を盗取して得られる利益は、正規流通が不可能であることから、100万円に満たないと考えられる。この程度の利益のために、犯人側が高度のシステムを世界に先駆けて破る技術を開発する合理性があるのであろうか。そのような技術が開発されていないことは、専門家Kの意見書において証明され得るであろう。

すなわち、第一審の判旨では、本件車両盗難の外形的事実について合理的な疑いを超える程度まで立証したとすることはできないのではないかと考えられる。

また、控訴審の判旨では、本件車両にイモビライザーシステム及び盗難防止警報システムが搭載されていることから、本件車両を本件駐車場から北側道路に移動させるには、正規の電子キーによる自走以外の可能性が考えにくいとの判断を示している。この結果、正規の電子キーを所持するXの関与の可能性が高いと考えざるを得ないであろう。

両判決の決定的な相違は、メルセデスベンツの盗難防止装置等に対する基本的知識であり、個別判断が必要なところ、国産車の車両盗難事情を一般論として判断した原審の判決が控訴審において取り消されたものであり、控訴審の判断の方が合理性が高いと考えられる。

(2) 東京高判平成23年5月23日判例タイムズ1360号197頁

①事案の概要と判旨

【事案の概要】

被保険者Xは、型枠大工工事業を目的とする会社であるが、X名義で平成

19年2月に購入した自家用普通乗用車（リンカーンナビゲーター。以下「本件車両」という）について、保険会社Yとの間で本件車両に生じた盗難による損害に対して保険金を支払う条項（以下「本件条項」という）を含む事業用総合自動車保険契約（以下「本件保険契約」という）を締結していた。

本件は、平成21年2月12日午前12時ころ、X代表者が本件車両を洗車するため、千葉県〈略〉所在の資材置場（以下、「本件資材置場」という）に赴き、同敷地出入口の扉に施錠されていたダイヤル式チェーンが切断され、出入口の扉が開いており、敷地内の事務所西側に駐車していた本件車両が盗難されたことを覚知し、本件保険契約の本件条項に基づく保険金を請求した。これに対し、Yは車両盗難調査を実施し、車両盗難の疑義につき車両保険金の支払いを拒絶したところ、Xが千葉県裁松戸支部に保険金請求訴訟を提起したものである。

第一審の千葉県裁松戸支部は、本件盗難事故がX（X代表者又は同人と意思を通じた者）以外の第三者によって生じたものであると認めてXの請求を認容した。Yがこれを不服として控訴。

控訴審の東京高裁は、Xの請求は理由がないから棄却すべきであるところ、これと異なる原判決は失当であって、本控訴には理由があるとして、原判決を取り消した上、Xの請求を棄却。Xはこれを不服として上告。

最高裁は、Xの上告を棄却し、不受理とした。

【判旨】（第一審と控訴審の判旨記載）

(i) 第一審の判旨

本件の争点は、(1) 本件支払条項に該当する盗難発生の有無、(2) 本件免責条項該当事由の有無、である。

（争点1）について

本件盗難事故が原告（原告代表者又は同人と意思を通じた者）以外の第三者によって生じたものであるか否かについて検討するに、前記に摘示した事実によれば、原告代表者は、平成21年2月12日、原告が管理する〈略〉所在

の本件現場である資材置場に駐車されていた原告所有の本件車両が盗難にあった旨を警察に110番通報し、警察官が臨場、捜査したが、これまでのところ、犯人は判明せず、本件車両も発見されていないことが認められるところ、本件盗難事故は原告（原告代表者又は同人と意思を通じた者）以外の第三者によって生じたものであると認めるのが相当である。

その理由は、以下のとおりである。（略）以上に検討した結果によれば、被告が主張する個々の疑義事情のうち、客観的かつ合理的な事情に基づくと認められるものは、マーキュリークーガーを修理に出していたか否かということと原告代表者が本件車両を預け先の自動車販売業者から引き上げた際の同販売業者との遣り取りについての原告代表者の供述及び陳述の不整合性の2点であるところ、これらが個々に原告代表者の供述及び陳述の信用性を弾効するに足りるとまではいえないのみならず、これらを総合しても、本件車両については、本件盗難事故当時、本件現場に駐車されていたところ、原告代表者（又は同人と意思を通じた者）以外の第三者が本件車両を持ち去ったという原告代表者の供述及び陳述はこれを信用することができ、これに対して合理的な疑いを差し挟むべき客観的な事情は見当たらないというべきである。

（争点2）について

被告の抗弁としての主張は、上記争点（1）における主張を前提とするものであるところ、それに対する判断もまた上記争点（1）について判断したとおりであるから、被告の主張は理由がない。

(ii) 控訴審の判旨

当裁判所は、被控訴人の控訴人に対する保険金等の請求は、理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

小括として、盗難現場とされる本件資材置場の構造及び状況、街宣車が駐車されていたこと、イモビライザー標準装備車であること、設置されていたセキュリティシステムを合理的な理由なく切っていたこと、本件車両の自動

車販売業者からの引き揚げの経緯、本件車両を本件資材置場に移動させた理由、被控訴人の経済的状況、本件車両の必要性を総合すると、本件においては、盗難の外形的事実である「被保険者の占有に係る被保険自動車に保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」及び「第三者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと」について高度な蓋然性があると認められる程度まで立証できたものと評価することは困難であるというほかない。したがって、被控訴人の本件保険金請求は理由がない。

②考察

本件も第一審と控訴審において見解が分かれているが、筆者は控訴審の判旨に賛成である。すなわち、第一審は本件の争点を(1)本件支払条項に該当する盗難発生の有無、(2)本件免責条項該当事由の有無、としているが、この争点の立て方が判例に照らし、合理的とは言い難いと考えられる。すなわち、争点は、(a)保険者が被保険者関与の盗難事故であることを立証できているか、(b)保険者が(a)を立証できない場合、被保険者において、盗難事故の外形的事実を合理的な疑いを超える程度まで立証できているか、ということになるのではないだろうか。

とりわけ、これらの判断を行う上で、盗難防止装置と防犯イモビライザーシステムに対する評価が大きなポイントになるものと考えられる。

第一審では、「被告は、一般人にとって、イモビライザー装備車のエンジン始動が極めて困難であるというけれども、本件のような自動車盗難事件において、自動車に盗難防止装置が装備されていることは、自動車を窃取しようとする者が現実には多数存在し、それらの者においては、まさに盗難防止装置等の障害を除去し又は克服して自動車を窃取するものであることを如実に物語るものであって、そのための技術・機器を有していることもまた格別の証明を要しないことがらであるし、現にイモビライザー装着車が盗難の被害に遭っていて、警察庁もイモビライザーを破る手口が広まっているとして警戒していること(甲5)に照らしても、上記被告の疑義は本件車両が正規の

鍵によることなく盗取されたことについて合理的な疑いを抱かせるものとはいえないというべきである」としている。

これに対し、控訴審では、「イモビライザーの標準装備」についての判断として、第一審の判断を肯定するものの、「街宣車の存在により不法侵入を防止する効果が少なからず認められる上、本件車両が容易に視認できる場所に駐車されていなかったことから、そもそも窃盗団に本件車両の存在を認識される可能性もかなり低いことを考慮すると、被控訴人の主張する窃盗団による本件車両盗取の蓋然性を高度のものというには躊躇を覚える」とし、加えて、「この点に関連して、敷地内の物置の扉が開けられていたことについて、被控訴人は、本件車両を盗取した者が物色した痕跡であると主張するが、本件車両のようなアメリカ製の大型SUV車という高級車を狙う窃盗団が、物置の中を物色するというのはその犯人属性と一致しないと考えられるところであり、これを併せ考慮すると、むしろ、本件車両の盗取の蓋然性は決して高いとはいえないように解される」として、イモビライザーシステムそのものについての解除は可能との前提に立ちながら、総合的な判断を行っている。

イモビライザーシステムの解除については、確かに、国産高級車に見られるように、イモビレーター等によるシステム解除は可能であると考えられるが、本件のようなアメリカ製の特殊車のイモビライザーシステムの解除を車両盗難犯が出会い頭的に犯行を実行することは困難ではないだろうか。その観点から、高裁は総合的な判断のもとに、車両盗難事故の外形的事実について、それが合理的な疑いを超える程度まで被保険者が立証し得ていないと評価したものであり、その総合的判断は、合理性が高いものと考えられる。

4. おわりに

本稿において、偽装車両盗難疑義事故の訴訟事案について考察したが、保険金の支払いに関わる問題であり、保険会社の対応としての王道は、事案の適切な見極めを通じて、故意招致が疑われる場合に、その地道な立証活動で

あることはいうまでもないと考えられる¹⁷。すなわち、保険会社のモラルリスク対策は保険制度の健全性を維持し、善良な保険契約者を保護するための社会使命であることは論を待たないものであり、あくまで、故意招致事故の立証に謙虚に向き合うことが重要である。その上で、車両盗難事故では、故意招致事故の立証が不十分な場合に、車両盗難事故の外形的事実について、総合的な考察を行い、保険会社として排除すべき事案かどうかについて、慎重な見極めが必要であろう。

この点、両裁判例の一番は、争点として、①本件車両についての盗難の外形的事実が認められるか、②盗難の外形的事実が認められる場合に、本件車両の持ち去りが原告Xの意思に基づいて発したといえるか、あるいは、③本件支払条項に該当する盗難発生の有無、④本件免責条項該当の有無、としているが、判例の判旨に相違するのではないだろうか。

すなわち、判例の判旨から言えば、争点は、(1) 保険者が被保険者関与の盗難事故であることを立証できているか、(2) 保険者が(1)を立証できない場合、被保険者において、盗難事故の外形的事実を合理的な疑いを超える程度まで立証できているか、ということになるのではないだろうか。

また、筆者の経験例に照らせば、保険会社が偽装車両盗難疑義事故として、保険金の不払いを被保険者に申し入れた場合、その多くの被保険者は保険金

¹⁷ 西嶋梅治「火災保険金請求訴訟と立証責任」損害保険研究67巻3号3頁参照。西嶋は、大阪民事実務研究会「保険金請求訴訟」判タ1161号の全文162頁の全編に流れるスタンスとして、不正請求事案における保険者の不適切な主張立証活動に対する裁判所の苛立ちと裁判所の審理のスピードアップの工夫のあり方に置かれていると指摘する。すなわち、保険者が支払を拒絶したために裁判になっている以上、拒絶理由を裏付ける証拠を当然確保しているはずだから、事件の全体像と争点を把握するため、保険者に対し、できるだけ早期に実質的な認否、主張、立証を促し、時期に遅れて提出された証拠を著しく却下するという強い姿勢が示されているとする。これに対し、保険者側は調査囑託、文書送付囑託に時間がかかるので、裁判所の要求どおりに手続きのスピードがあげたいこと、真の弾劾証拠は原告の不用意な供述を待って、その供述をくつがえすタイミングが必要なため、戦術上その提出が遅れ易いが、それは訴訟技術として許容されるべきだと主張するので、両者の折り合いは困難である点を指摘している。

請求を断念するケースが多く、被保険者が訴訟を提起するのはごく一部にすぎない。上述の2事例は、被保険者側がそれぞれ第一審で勝訴し、高裁で敗訴の結果、上告までしており、その事情は異なるであろうが、訴訟においてあくまで保険金請求を貫いている点は留意する必要がある。

また、大阪高判平成27年12月25日の事案は、被保険者が複数の所有者を経た中古車のメルセデスベンツを購入したものと推認されるが、高裁の判旨にもあるように、「正規の電子キーによる自走以外考えにくい」のであれば、訴訟上、議論されていないようであるが、犯行日が車検有効期間の最終日ということもあり、旧所有者側において複製等を通じて正規の電子キーを所有していた可能性も考慮する必要性が認められる。

したがって、保険者において被保険者関与の偽装盗難事故が疑われる事案では、車両盗難事故の外形的事実の認定について、あらゆる可能性を検証し、合理的な疑いについて、総合的な考察が必要であると考えられる。

(筆者は、鹿児島国際大学経済学部准教授)